



諮問第147号 労働力調査、就業構造基本調査、全国消費 実態調査及び社会生活基本調査に係る匿名 データの作成（概要）

令和3年1月
総務省統計局

匿名データの作成・提供に係る取組の経緯

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月閣議決定、令和2年6月変更）

（別表 今後5年間に講ずる具体的施策）

- 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。【総務省、平成31年度末までに実施】
- 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。【各府省、平成30年度から実施】

公的統計基本計画に基づく取組

（提供早期化に資する取組）

- 公的統計基本計画等を踏まえ、これまでの統計委員会の審議結果等を基に「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を策定するとともに、総務省統計研究研修所において作成方法の検証を行う仕組みを構築
⇒ 平成31年4月に「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」を改正
- 統計委員会における審議の重点化及び効率化を図るため、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月統計委員会決定）を改正（平成31年2月）

匿名データの作成・提供に係る取組

匿名データの作成方針

(今回の匿名データの作成対象)

- 公的統計基本計画等を踏まえ、総務省統計局所管の以下の4調査について、匿名データの作成を行う予定

統計調査名	作成対象年次	(参考)作成済の調査年次
労働力調査	平成25年1月以降	平成元年1月～24年12月
就業構造基本調査	平成24年及び29年	平成4年、9年、14年及び19年
全国消費実態調査	平成21年及び26年	平成元年、6年、11年及び16年
社会生活基本調査	平成23年及び28年	平成3年、8年、13年及び18年

➡ 今年度から来年度にかけて順次作成・提供

(匿名データの作成方法の概要)

- 平成31年2月の統計委員会では了承された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に基づき、リサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等匿名化措置を実施
- 各統計調査における新規の調査項目については、上記匿名化処理基準や類似の調査項目の取扱いを踏まえ、必要に応じて匿名化措置を実施
- なお、匿名データの作成方法については、公的統計基本計画及び匿名データの作成・提供に関するガイドラインを踏まえ、総務省統計研究研修所による妥当性の検証を実施

匿名データの作成に係る匿名化措置

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点

(社会経済情勢の変化への対応)

- 高齢化の進展に伴い、85歳から89歳までの年齢構成の割合が増加したことから、年齢のトップコーディング^{※1}を85歳から90歳に変更〔4調査共通〕

※1 一定の値を上限値として、それを上回る場合に上限値以上でまとめる措置

(他の調査項目の匿名化処理基準を準用)

- 就業構造基本調査における就学状況（卒業時期：平成24年調査からの新規調査項目^{※2}）について、年齢の取扱い（5歳階級でグルーピング）に準じて原則5年ごとにグルーピング

※2 卒業時期を年次単位で把握

(他の統計調査の匿名化処理基準を準用)

- 全国消費実態調査における住居の敷地面積や年間収入等について、他の統計調査の匿名化処理基準を準用し、全国一律ではなく地域区分ごとにトップコーディングを実施^{※3}

※3 例えば、平成26年調査の年間収入のトップコーディングは、全国一律に2,200万円とするのではなく、3大都市圏を2,500万円、3大都市圏以外を2,200万円に設定

- 就業構造基本調査（平成24年のみ）及び全国消費実態調査（平成26年のみ）における災害関連項目について、対象世帯数が限定的であり、他の項目や公表されている情報との組合せにより特定のリスクが高まるため、他の統計調査における取扱いと同様に提供項目から除外